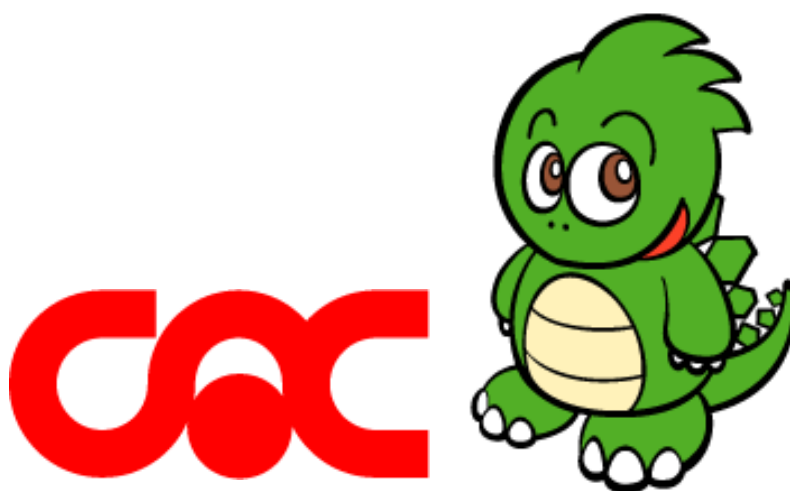


ロボホン レンタルサービス利用規約

株式会社 C A C



ロボホン レンタルサービス利用規約

株式会社CAC（以下「CAC」という。）とCACが行うロボホン レンタルサービス（以下「本サービス」という。）を受ける者（以下「申込者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 （利用規約の適用）

1. CACは、シャープ株式会社（以下「シャープ」という。）が規定する「ロボホン利用規約」により提供されるロボホンを用いる本サービスの利用・保守および請求等を、CACの定める「ロボホン レンタルサービス利用規約」（以下「本規約」という。）により行うものとします。
2. CACおよびシャープがホームページ、その他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。
3. CACが申込者に対し随時通知する追加規定（以下「個別規定等」という。）は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 本サービスの利用の際に、CACが別途提示する個別規定等またはその他の規約（以下「その他規約等」という。）がある場合は、申込者は、本規約に加えて当該その他規約等に同意し、それらに従うものとします。

第 2 条 （用語の定義）

本規約における用語を、以下各号のとおり定義します。

| 用語 | 用語の意味 |
|----------|---|
| ①ロボホン | ・シャープが製造および販売するロボット型携帯端末（Wi-Fi 接続専用のモデル） |
| ②音声データ | ・ロボホンに入力された音声情報 |
| ③テキストデータ | ・音声データをテキスト化したもの |
| ④認識データ | ・テキストデータのうち、特定のキーワードが登録された音声認識テーブルと照合し、合致したデータ |
| ⑤コンテンツ | ・文章、テキスト、音声、画像、動画その他の情報のこと |
| ⑥投稿コンテンツ | ・申込者が本サービスを利用し、投稿したコンテンツ |
| ⑦提供コンテンツ | ・申込者に本サービス上で提供されるコンテンツ。提供コンテンツ・提供コンテンツに関連するサービスの提供元については、「ロボホンポータルサイト」またはロボホンの操作その他シャープ所定の方法で確認することができます。「ロボホンポータルサイト」に関しては以下URLをご確認ください (https://robohon.com/) |
| ⑧サーバー | ・シャープまたはシャープの委託先が管理するサーバーシステム |

第 3 条 （本サービスの種別等）

契約には、CACが定める種別等があります。種別等には附帯して提供されるオプションサービスを含みます。なお、種別やオプションサービスはCACのホームページ等に掲載します。

第 4 条 (本サービスの内容)

本サービスでは、ロボホンをインターネット回線に接続させ、以下のサービスがご利用いただけます。

1. 基本サービス

- ①本体基本機能：電話帳機能、時計・アラーム機能、カメラ機能、アルバム機能。
- ②音声対話サービス：申込者は、ロボホンと音声で対話や操作を行うことができます。
- ③コミュニケーションサービス：申込者は、ロボホンに音声で問い合わせ、情報を検索してもらうことができます。検索した音楽や動画をロボホンで再生させることもできます。また、予定等を話しておくことでロボホンにあとから話してもらうこともできます。
- ④おすすめ情報提供サービス：申込者は、ロボホンの利用状況に基づいた、おすすめ情報をご利用いただけます。

2. ブラウザ型プログラミングツール

WEBブラウザ上でロボホンの対話や動作のプログラミングができます。

3. お仕事パック

受付・接客・商品説明等のシナリオを作ることができます。

第 5 条 (オプションサービスの提供等)

CACは、申込者から請求があったときは、CACが定めるオプションサービスを提供します。

第 6 条 (利用の条件)

1. 申込者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源（以下「設置環境」という。）を準備するものとします。
2. 申込者は、設置環境により本サービスおよびオプションサービス（以下「本サービス等」という。）のレスポンスが変化する場合があることを予め承諾するものとします。
3. 本サービスをご利用いただくために必要なインターネット接続サービスのプロバイダ料、通信費等のインターネットによる通信に必要な諸費用は全て申込者にご負担いただきます。なお、ロボホンは、無線LAN機器を介してインターネットへの接続を行い、サーバーにアクセスします。携帯電話等向けの通信回線を用いて本サービスを利用される場合は、パケット通信料金を申込者にご負担いただきます。これらの機器、インターネット回線等の不具合により、申込者が本サービスのご利用に支障をきたしたとしても、CACは一切責任を負いません。
4. 申込者と本サービス等を利用する者が異なる場合（以下、「他利用者」という。）、または申込者が他利用者と共同で本サービス等を利用する場合は、申込者は他利用者に必要な情報を提供するものとし、申込者は、利用契約の全責任を負います。

第 7 条 (利用申込の方法)

申込者は、本サービス等の利用申込をするときは、CAC所定の料金表に同意のうえ、CAC所定の申込手続きにて次の事項（以下「レンタル内容」という。）を明示し、利用申込を行うと同時に支払いを完了するものとします。

- ①本サービスを利用する期間。
- ②申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者。
- ③その他本サービス等の内容を特定するために必要な事項。

第 8 条 (利用申込の承諾)

1. CACは、利用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、CACの業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、CACは、利用申込を行った者に対してその事由とともに通知します。
2. CACは、前項の規定にかかわらず、本サービスで取り扱いのロボホンの在庫に余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3. CACは、前各項の規定にかかわらず、次の場合には、利用申込を承諾しないことがあります。
 - ①利用申込を行うと同時に支払いが完了していない場合。
 - ②利用申込をした者が本サービス等を利用する際に発生する費用（以下「料金等」という。）およびその他の債務の支払いを現に怠りまたは、怠るおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ③その他CACの業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 9 条 （その他の申込内容の変更・取消）

1. CACは、利用申込の承諾後は、いかなる理由があっても申込内容の変更は行いません。
2. 申込者は、CAC所定の方法により、申込を取消することができます。ただし、キャンセル料が発生する場合は、第 2 1 条（料金等）規定のキャンセル料をお支払いいただきます。
3. 申込したレンタル開始日を 1 日以上経過しても、ロボホンを受け取りに来社されなかったときは、事情の如何を問わず、申込が取消されたものとしします。この場合、料金等の返金はしないものとしします。

第 1 0 条 （返却）

1. 申込者は、本サービスレンタル期間満了日までに、CAC所定の返却場所においてロボホンおよびオプションサービスで提供する機器をCACに返却するものとしします。天災その他の不可抗力によりレンタル期間内にロボホンを返却することができないときは、直ちにCACに連絡し、CACの指示に従うものとしします。
2. 申込者は、CAC立会いのもとに、ロボホン、ロボホン付属品、およびオプションサービスを通常の使用による劣化・摩耗または申込者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、貸出時の状態で返却するものとしします。
3. 申込者が、CACの承諾を受けることなくレンタル期間を超過した後に返却したときは、第 2 3 条（延滞金）に定める延滞金をCAC所定の方法でお支払いいただきます。
4. CACは、申込者に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行う等の法的手続きをとるものとしします。
 - ①レンタル期間が満了したにもかかわらずCACの返却請求に応じないとき。
 - ②申込者の所在が不明である等不返却と認められるとき。
5. 前項各号の場合、申込者は、CACが申込者の探索およびロボホン回収に要した費用等をCACに支払うものとしします。

第 1 1 条 （譲渡の禁止）

申込者は、本サービス等を受ける権利および義務を第三者に譲渡、貸与、またはそれに準じる行為をすることはできません。

第 1 2 条 （利用手続き時申告内容の変更）

申込者は、利用手続き時に申告した各事項について変更のある場合は、CACに申し出るものとしします。

第 1 3 条 （契約の解除）

1. CACは、申込者が次のことに違反した場合、契約の解除ができるものとしします。
 - ①申込者は、第 1 9 条（禁止事項）第 1 項各号に定める事項に違反し、CACが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
 - ②その他、本規約に違反する行為または、CACに著しい損害を与えた場合は、前号とは別に無催告にて契約解除を行うことができるものとしします。
2. CACは、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ申込者にそのことを通知するものとしします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 申込者は、第一項の規定により契約が解除された場合、速やかにロボホンをCACに返却するものとしします。

4. CACは、本サービス等の契約の解除により本サービス等が利用できなかった場合であっても料金等の返金はしないものとします。なお、レンタル期間を超過した後に返却したときは、第23条（延滞金）に定める延滞金をCAC所定の方法で申込者にお支払いいただきます。

第14条 （利用中止）

1. CACおよびシャープは、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生したまたは発生するおそれがある場合、システムの保守・点検を緊急的に行う必要が発生した場合、通信障害または設備障害への対応を余儀なくされた場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本サービス等の全部または一部を一時的に中断または停止することができます。これによりお申込者または第三者に損害が生じたとしても、CACおよびシャープは一切責任を負いません。
2. CACは、次の場合には、本サービス等の全てもしくは一部の利用を中止することがあります。
 - ①電気通信設備の保守上または、工事上やむを得ないとき。
 - ②第16条（利用の制限）の規定による制限の対象となる場合で、CACが中止せざるを得ないと判断したとき。
3. 前項に規定する場合のほか、オプションサービスに関する利用について別に定めがあるときは、CACは、その別に定めるところによりそのオプションサービスの利用を中止することがあります。
4. CACは、前各項の規定により、本サービス等の全てもしくは一部の利用を中止するときは、あらかじめその事由を申込者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. CACは、本サービス等の利用中止により本サービス等が利用できなかった場合であっても料金等の返金はしないものとします。

第15条 （利用停止）

1. CACは、本サービス等を提供するための設備（サーバー、通信回線等を含む。）および本サービス等の内容に含まれるアプリの保守、点検、修理、更新作業等のため、一時的に本サービス等の提供を停止または中止する場合があります。この場合、CACは申込者に対し、事前に通知または公表するものとします。
2. CACは、申込者が次のいずれかに該当するときは、本サービス等の全てもしくは一部の利用を停止することがあります。
 - ①本サービス等を提供するためのシステムの保守、点検、修理等を緊急に行う必要がある場合。
 - ②運用上または技術上、本サービス等の一時的な中断を必要とした場合。
 - ③第22条（料金等の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他CACに対する債務の履行を怠ったとき、または怠るおそれがあるとき（支払期日を経過した後、CACが指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、CACがその支払いの事実を確認できないときを含む。）。
 - ④申込者が、利用申込時に申告した内容に虚偽が判明したとき。
 - ⑤第19条（禁止事項）および第33条（利用に係る申込者の義務）の規定に違反したとき。
 - ⑥第20条（情報の削除等）の要求を受けた申込者が、CACの指定する期間内に当該要求に応じない場合。
 - ⑦前各号のほか、本規約に違反する行為、本サービス等に関するCACの業務の遂行に著しい支障を与えたとき、および与えるおそれのある行為を行ったとき。
3. CACは、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、申込者による本サービス等の全部もしくは一部の利用を停止することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、CACは一切責任を負いません。
 - ①申込者が本規約または本サービス等と連携する各種サービスに関する個別規約に違反した場合。
 - ②その他、申込者に不適切な行為があるとCACが判断した場合。
4. CACは、前各項の規定により、本サービス等の全てもしくは一部の利用を停止するときは、あらかじめその事由を申込者に通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

5. CACは、本サービス等の停止により申込者に損害が発生した場合でも申込者に対し一切の責任を負いません。なお、利用停止により本サービス等が利用できなかった場合であっても料金等の返金はしないものとします。ただし、CACの故意または重大な過失により、事前に通知または公表なく本サービス等の提供を停止し、本サービス等が利用できなかった期間の料金等については、この限りではありません。
6. 利用停止による料金等の返金が発生した場合、返金金額は以下の通りに算出します。なお、返金の可否はCACが判断させていただきます。
(本サービス等を利用する期間の料金等) - (利用した期間の料金等) = (利用できなかった期間の料金等)

第16条 (利用の制限)

CACは、天災、事変その他の非常事態が発生したとき、および発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防または、救援、交通、通信または、電力の供給確保または、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信である場合、本サービス等の全てもしくは一部の利用を制限することがあります。

第17条 (本サービス等の変更、追加)

1. CACは、業務上の都合により、本サービス等の全部または一部を変更または追加することがあります。この場合、CACのホームページ等で通知または周知を行います。
2. 本サービス等の変更が料金等その他重要な契約内容の変更を伴う場合、申込者はその重要な変更の効力が発生する日までにCAC所定の方法で手続きを行うことにより、本サービス等の利用を終了することができます。なお、本項が適用される場合は、本規約変更時にCACのホームページ等で通知または周知により申込者にお知らせします。
3. 前各項の規定にかかわらず、法令上等の理由により、申込者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、CAC所定の方法で申込者の同意を得るものとします。
4. CACは、本サービス等の全部または一部の変更または追加により申込者に損害が生じたとしても、申込者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第18条 (本サービス等の終了)

1. CACは次の場合には、本サービス等の全てもしくは一部を終了することがあります。
 - ①CACが本サービス等を安定に提供できない、またはできなくなるおそれがあると判断したとき。
 - ②CACが提供する他のサービスに伴い、本サービス等の必要性が著しく低下したとCACが判断したとき。
 - ③経営上、技術的等の事由により本サービス等の適正かつ正常な提供ができなくなり、本サービス等の運営が事実上不可能になったとき。
2. CACは、前項の規定により、本サービス等の全てもしくは一部を終了するときは、CACのホームページ等で通知または周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条 (禁止事項)

1. 申込者は、本サービスの利用において、またはロボホンを用いて次の各号の行為をしてはなりません。また、CACは、申込者が本サービスに関して、次の各号の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、本サービスの利用停止その他適切な措置を講じることができます。
 - ①本規約に違反する行為。
 - ②CACもしくは他者(国内外を問わず。以下同じとする。)の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または、侵害するおそれのある行為。
 - ③他者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為または、侵害するおそれのある行為。
 - ④他者を不当に差別、誹謗中傷する行為もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。

- ⑤詐欺等、児童売買春、預金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為または、結びつくおそれの高い行為。
 - ⑥わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
 - ⑦薬物犯罪、規制薬物もしくは指定薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医療品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売する行為。
 - ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
 - ⑨無限連鎖講(ネズミ講)を開設する行為または、これを勧誘する行為。
 - ⑩政治活動・宗教活動・犯罪的行為またはそれらにつながる行為。
 - ⑪本サービスにより利用し得る情報、または設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
 - ⑫本サービスを通じて提供される情報を改ざんする行為、または提供側の事前の同意なく第三者に開示する行為。
 - ⑬他者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - ⑭CACの事前の承認なく、申込者が自らのために本サービスを利用するという目的に反して営利目的等のために本サービスを利用する行為。
 - ⑮ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。
 - ⑯無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくは、そのおそれのあるメールを送信する行為。
 - ⑰他者の設備等または本サービスで提供される設備もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - ⑱本サービスの改変、またはリバースエンジニアリング(主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します)、逆コンパイル、逆アSEMBL等する行為。
 - ⑲本サービスでCACが貸与する機器の分解、および解体もしくは、改造等の行為。
 - ⑳違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
 - ㉑違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む。)する行為。
 - ㉒殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
 - ㉓他人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段を紹介する等の行為。
 - ㉔その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為。
 - ㉕その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するとCACが判断した行為。
2. 前項に規定する場合のほか、ロボホンに物理的な損傷を与える行為をしてはなりません。
 3. 申込者は前項各号にあげられる行為を行った場合、それに伴う損害の賠償、著作権等の使用料を支払うものとします。

第20条 (情報の削除等)

1. CACは、申込者による本サービスの利用が第19条(禁止事項)の第1項各号に該当する場合、当該利用に関し他者からCACに対しクレーム、請求等がなされ、かつCACが必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不相当とCACが判断した場合は、申込者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - ①第19条(禁止事項)の第1項各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - ②他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - ③申込者に対して、表示した情報の削除を要求します。

- ④事前に通知することなく、申込者が発信または表示する情報の全てもしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2. 前項の措置は申込者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
- 3. 申込者は、次の各号のいずれかの場合、申込者が登録したロボホンに関する情報をCACに削除を請求することができます。その請求を受けてCACはシャープに削除を依頼します。そのため、シャープはお客様の投稿コンテンツを削除することができるものとします。
 - ①ロボホンの紛失、盗難等を理由に、登録したロボホンに関する情報の削除の申し出が申込者からなされた場合。
 - ②ロボホンに登録した情報が第三者に使用されていること等を理由に、ロボホンに登録した情報の削除の申し出が申込者からなされた場合。
 - ③ロボホンの紛失、盗難等を理由で、ロボホンに登録した情報が第三者に露出される恐れがある場合。

第21条 (料金等)

- 1. CACが提供する本サービス等の料金等は、CACが発行するパンフレットやチラシ、または申込および契約書式、ならびにホームページ等に定めるところによります。
- 2. 料金等の支払いは、CACが指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。
- 3. 本サービス等利用開始後は、いかなる理由があっても料金等の返金はしないものとします。ただし第15条(利用停止)第6項においてはこの限りではありません。
- 4. 本サービス等の料金等および、本サービス等を利用するにあたり発生するすべての請求は利用申込時に登録したクレジットカードより支払うものとします。
- 5. 利用申込の変更・取消により、キャンセル料が発生した場合、キャンセル料を差し引いた金額を返金するものとします。
- 6. 延滞金等、利用申込の後に発生する請求についても利用申込時に登録したクレジットカードより支払うものとします。
- 7. 申込者は、利用開始日より、下記に定める期日前に利用申込を取消した場合、キャンセル料として以下の料金を前項で定めた方法で支払うものとします。

| | |
|---------|----------------|
| 申込後～4日前 | 500円(不課税) |
| 3日前 | 利用料金の20%(不課税) |
| 2日前 | 利用料金の30%(不課税) |
| 1日前 | 利用料金の50%(不課税) |
| 当日～ | 利用料金の100%(不課税) |

第22条 (料金等の支払い義務)

申込者は本規約に規定する手続きの請求を行いCACがこれを承諾したときは、手続きに関する料金等の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその申込の解除または、請求の取消しがあったときは、この限りではありません。

第23条 (延滞金)

1. 申込者は、返却期日を経過してもなお返却がない場合、延滞金として以下の料金をCAC所定の方法で支払うものとします。

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| ロボホン レンタルサービス | 2,000円(税込2,200円) / 日 |
| オプションサービス (CAC-MOBILE LTE) | 400円 (税込440円) / 日 |

2. 延滞金はいかなる理由においても返金しないものとします。

第24条 (著作権等)

1. 申込者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、CACおよび関係する権利保有者に帰属します。申込者は、本サービスのコンテンツをCACに無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。
2. 申込者は、申込者が本サービスで投稿、アップロードまたは保存した全ての情報(文字情報、画像情報等を含むがこれらに限らない。)について、国内外における複製権、公衆送信権、譲渡権、翻訳権・翻案権等の全ての著作権その他の著作権法上の権利(シャープから第三者に対する再利用許諾権を含む。)を、シャープが無償で利用することを許諾するものとします。

第25条 (映像データ等の管理責任)

1. 本サービスにより申込者が取得した映像データ等は、申込者自身の責任において管理し、保管するものとします。
2. CACは、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第26条 (機密保持)

1. 申込者およびCACは、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. CACは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. CACは、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. CACは、第1項の規定にかかわらず、CACと秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、CACが業務上必要な申込者の機密情報を提供することがあります。

第27条 (保証の範囲)

1. CACは、本サービスに関し申込者に提供する本サービスの内容およびCACが提供する情報につき、次の事項の保証を行うものではありません。
 - ①本サービスの内容が申込者の要求に合致することまたは有益であること。
 - ②本サービスが中断、中止、廃止されないこと。
 - ③本サービスがタイムリーに提供されること。
 - ④本サービスが安全であること。
 - ⑤本サービスにおいていかなるエラー(本アプリのバグを含む。)も発生しないこと。
 - ⑥本サービスにいかなる瑕疵もないこと。
 - ⑦申込者が本サービスを通じて取得する情報が正確であること。
 - ⑧申込者が本サービスを利用して行った行為が申込者の特定の目的に適合すること。
 - ⑨本サービス等を通じて申込者が登録する利用者情報が消失しないこと。

2. 申込者は、申込者自身の責任において本サービスを利用するものとし、申込者は、本サービスの機能の利用に起因または関連して、申込者機器およびデータその他本サービスに接続された電子機器等に発生した損害について、自ら責任を負うものとし、CACは一切の責任を負わないものとします。
3. CACは、申込者が本サービスの機能を利用して購入した商品・サービスや取引に関していかなる保証もいたしません。

第28条 (責任の制限)

CACが提供する本サービスのオプションサービスに係る事由で本サービスが利用できない状態にある場合、CACでの認知有無にかかわらず、その損害を賠償しません。

第29条 (免責)

1. CACは、申込者が本サービスの利用、解除、中止、停止、制限、変更、追加、終了に関して損害を被った場合、第28条(責任の制限)の規定によるほかは、何ら責任を負いません。
2. 申込者の故意または過失によりロボホンに故障を生じさせた場合は、申込者はその補充・修復に要する費用を負担するものとします。
3. CACは、申込者の本サービスのご利用およびご利用の結果について一切責任を負いません。
4. CACは、本サービスにおいてCACが提供する本サービスが正常に作動することおよび将来にわたり正常に作動すること、ならびに、本サービスがロボホンにおいて常時利用できることを保証しません。また、本サービスが正常に作動しないことおよび本サービスが利用できないことにより申込者が損害を被った場合、CACはその損害に関して一切責任を負いません。
5. 申込者による過誤、管理不十分、または第三者による不正使用等により、申込者または第三者が損害を被った場合、CACはその損害に関して一切責任を負わず、これによりCACが第三者等より損害賠償の請求等を受けた場合、CACが被った損害を賠償するものとします。
6. 本サービスを他利用者と共同でご利用いただく場合、申込者は他利用者が本規約に規定された内容に同意し、本規約を遵守することをCACに保証いただいた上で本サービスを利用させることとします。他利用者が本規約に同意されず本サービスを利用されたことによって、申込者または他利用者が発生した損害については、CACは一切責任を負いません。また、ロボホンが聴き取った周囲の第三者の音声、撮影する際に映り込んだ第三者に対してもCACは一切責任を負いません。
7. CACは、申込者が本サービスを通じて提供された情報によって、他利用者あるいは第三者との間に生じた権利侵害等の紛争に関して一切責任を負いません。
8. 申込者の本サービスのご利用にあたり、本サービスに関し、ロボホンに設定または登録したデータが破損、消失または変更された場合、CACは一切責任を負いません。
9. 申込者の本サービスのご利用にあたり、投稿コンテンツが破壊、消失または変更された場合、CACは一切責任を負いません。
10. CACは、申込者が本サービスを通じて得た情報およびデータに関し、その正確性および特定の目的への適合性等について、いかなる保証もしません。また、これらの情報およびデータの利用等により申込者または第三者が損害を被った場合、CACはその損害に関して一切責任を負いません。
11. 申込者が第14条(利用中止)第1項に基づく利用中止を行われたことによってお客様または第三者が不利益を被った場合、CACはその不利益に関して、一切責任を負いません。
12. CACは、本サービスが第三者の知的財産権およびその他の権利を侵害していないことを何ら保証するものではなく、申込者その他の第三者が本サービスに関連して直接的または間接的に被ったいかなる損害についても責任を負いません。
13. 本サービスは、入力された音声データをテキストデータに変換する音声認識技術および認識データからお客様に対して各種の情報提供等を行うため言語処理技術を利用しています。利用する音声認識技術および言語処理技術の精度および本サービスの動作保証をはじめ、申込者の特定の使用目的への適合性、使用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性等について、CACは一切の責任を負いません。
14. 本サービス等の利用中にウイルス感染による不具合で、本サービス等がご利用できなかった場合や、データの損失が発生した場合についてCACは一切責任を負いません。

15. 本サービスは、シャープが指定するサーバーに接続を行います。シャープが指定するサーバーで提供される情報の完全性・有用性・正確性等について、CACは一切責任を負いません。
16. CACは、本サービスに種類、または品質に関して本規約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、CACホームページ等により、お客様に対し契約不適合のある旨を通知するとともに、契約不適合のない本サービスを提供するか、またはそのサービスの契約不適合を補修すべく努めますが、その実現を保証するものではありません。

第30条 （故障・事故・盗難時の措置）

1. 申込者は、本サービス利用中にロボホンに異常または故障を発見したときは、直ちに本サービスの利用を中止し、CACに連絡するとともに、CACの指示に従うものとします。
2. 申込者は、本サービス利用中にロボホンの紛失・盗難が発生した場合は、直ちにCACに連絡するとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - ①直ちに最寄りの警察に届け出ること。
 - ②直ちに被害状況等をCACに報告し、CACの指示に従うこと。
3. レンタル期間中において申込者の責に帰すべからず事由においてロボホンが故障し利用できなくなったときは、CACより代替ロボホンを貸出いたします。ただし紛失・盗難が発生した場合と、本サービスの申込状況により代替ロボホンの貸出ができない場合は、レンタル期間中であっても本サービス契約は終了するものとします。
4. CACは、申込者が故障・事故・盗難が原因で、本サービスの利用ができなくなった場合でも、その期間に相当する料金等の返金はしないものとします。

第31条 （賠償および補償）

1. 申込者は、本サービス利用に関し、申込者が紛失・盗難・その他の事項においてロボホンに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 申込者は、本サービス利用に関し、申込者の故意または過失によって第三者またはCACに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
3. 申込者の責めに帰することができない事由によるロボホンの故障・破損に対し、申込者には、実費修理金額の2割の金額をご負担いただきます。ただし、ビジネスケアプランは、ロボホンのハードウェア部分の故障を対象とし、ハードウェアに起因しない不具合（申込者が導入されたソフトウェアまたは利用者がインストールしたアプリに起因する不具合、ウイルス感染による不具合等）および故障ではない場合（ロボホンの機能に影響しない汚れ、キズ等）は対象外となります。
4. CACに対して賠償金または補償金をお支払いいただく場合は、CAC所定の方法でお支払いいただきます。

第32条 (個人情報等の保護)

1. CACが保有する個人情報等の取り扱いは、CACが別に定める個人情報保護に関する規定に定めま
す。
2. シャープがロボホンを通じて取得するお客様の個人情報、利用情報、センサー情報等の取り扱いにつ
いては、シャープが定める「ロボホンプライバシーポリシー」に定めます。「ロボホンプライバシーポ
リシー」に関しては以下URLをご確認ください。
(<https://robohon.com/terms/privacy.php>)

第33条 (利用に係る申込者の義務)

1. 申込者は、第19条(禁止事項)の第1項各号のいずれかに該当したこと、その他申込者の責に帰す
べき事由によりシャープまたはシャープの委託先に生じた損失、損害を賠償する責を負うものとしま
す。
2. 申込者は、本サービス等の利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
 - ①申込者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に
従うこと。
 - ②申込者は、サーバー内に保管された申込者のデータおよびロボホン内のデータについて全ての責任を
持ち、本サービス利用中はそのデータのバックアップは申込者の責任において行うこと。
 - ③申込者は、本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストール
すること。
3. 本条の規定に違反した場合、本サービス等の提供を停止することがあります。

第34条 (自己責任の原則)

1. 申込者は、本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、第三者からクレームが通知さ
れた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。申込者が本サービスの利用に伴い
第三者から損害を受けた場合または、第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします
2. CACは、申込者がその故意または、過失によりCACに損害を被らせたときは、申込者に当該損害
の賠償を請求することができます。
3. 他利用者が本サービスを利用する場合、申込者は自らの責任において、他利用者から本規約に対する
同意を得たことをCACに保証した上で、利用することとします。

第35条 (提供区域)

提供区域は、CACが別に定めるところによります。ただし、その提供区域内であってもサービスを
ご利用いただけない場合があります。

第36条 (反社会的勢力)

CACは、反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等)またはその関係者の方に対して
ご利用をお断りしています。申込者が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、C
ACは、申込者との契約を解除し、申込者の利用資格を停止します。

第37条 (利用規約の改定)

1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動により本規約を改定することがあ
ります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。
2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
3. 改定後の本規約は、CACのホームページ等で通知または周知を行います。

第38条 (協議、管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとしします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供する本サービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとしします。

附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとしします。
2. この規約は2021年 8月 1日より施行します。